新型コロナウィルス感染症をめぐる幼稚園や保育所の対応



(マスクをつけて短縮された卒園式に参加する子どもと保護者たち:伊那谷ねっとより)

2月27日に日本政府によって出されて学校の全国一斉臨時休業措置により、卒業生たちの学校生活は急に終わりを迎えた。学校生活の最後を締めくくるはずの卒業式も、感染症予防の観点から中止を決定した学校が少なくない。また、卒業式を執り行うと決めた学校も、通常だと保護者や来賓、在校生と多くの人が参加するはずだった式典を生徒のみの簡素なものにするなど、苦労が多かった。

しかし、その後も感染拡大の勢いは減ることがなく、続く大都市においての感染拡大を受け、政府は4月7日に東京や大阪、神奈川、埼玉、千葉、兵庫、福岡の7つの都府県に対して5月6日までの期間、緊急事態宣言を発令しました。急に終わった学校生活とまだ始まりの見えない新生活。今はちょうどこの狭間であり、先が見えないために子どもも大人もうまく気持ちを保つのが難しい時期となっています。

新型コロナウィルスをめぐる幼保施設の対応に目を向けてみよう。幼稚園は教育施設に属するため、先の2月末に出された臨時休業の2月27日から3月19日は休みとなり、そのまま3月20日から春休みに入ることとなりました。私立幼稚園も多くの場合は、この要請を受け入れて休みとなりました。ただ、突然の要請だったこともあり、中には休校措置の開始を準備が整うまでの間少し遅らせたり、春休みに入る前の1日のみ自由登園とする登園日を設けたりした幼稚園もありました。

一方、働く保護者に代わって子どものケアをする保育所は休業要請の対象とはなりませんでした。その理由としては、保護者が働いており、家に1人で家にいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、もともと保育所は春休みもない施設であることが挙げられました。したがって、学校や幼稚園が休業となっている間も、保育所は通常通り開所していたということです。子どもが集団生活を続けていることは感染症予防の観点からはリスクが高まるが、社会を支える上で休めない環境で働く保護者もいるのも事実です。そしてその働く保護者を支えるための施設が保育所であることから、開所せざるを得ないという事情もあるのです。

幼稚園と保育所では利用目的も違う上に、通っている子どもの人数や一日の流れにも大きな違いがあります。※幼稚園と保育所の違いの詳しい内容についてはこちらの記事でご確認ください:「2018 年 7 月 11 日掲載 日本新出现的"儿童园"是怎样一种设施? https://www.keguanjp.com/kgjp_jiaoyu/kgjp_jy_xqjy/pt20180711093506.html」

一斉休校の要請が出された当初、学校などは春休み終了後の4月6日から新年度の開始を予定していました。しかし、4月に入ってからも日本国内においての感染者数は減らず、むしろ東京と大阪を中心に感染経路不明の感染者数が急に増えたことから、4月7日に東京と大阪を含んだ7都府県を対象に緊急事態宣言が発令されました。

対象地域の幼稚園や学校は先の臨時休校と同じく休校となります。そして、保育所についても、前回よりも一歩踏み込んだ要請内容となりました。保育所を管轄する厚生労働省は保育所に対して、都道府県や各自治体の首長の判断に従い、運営する場合においても規模を縮小して、必要な家庭が保育を利用できないことがないような対応をと要請しました。

これを受けての対応は各自治体の決定にもよりますが臨時休業による閉所、あるいは保護者の職種を限定して開所、通常通りの開所などに分かれました。ただ、現状において東京都は現在各事業施設へ対して要請する内容を取りまとめている最中であり、4月10日に発表される予定であるため、現段階では各市町村や各施設によって今後の方針が決められています。

NHKニュースによると、板橋区では緊急事態宣言が解除されるまでなるべく登園を自粛するよう強い要請を行っている。ただし、医療やライフラインなど生活に欠かせない業種に勤めている場合は感染や濃厚接触対象となるリスクもあると理解をしてもらったうえで預かるとしています。

また、練馬区の保育所でも基本的には自宅にて過ごすようお願いしているが、どうしても 仕事を休めない家庭は預かりの対象とするとしています。また同区内のある保育所では、自 宅待機する時間が増える中で DV など子どもとの関係に息詰ってしまうケースもあるので、 もし大変なら相談をするようにとも言っています。

一方で、渋谷区は原則臨時休業とする方針を決めています。ただし、こちらの場合も、保 護者の職種が先に挙げた生活に欠かせない業種の家庭に対しては区内の一部の施設で特別 保育を行うとしております。

筆者の子どもが通っているのは幼稚園と保育園の機能を併せたこども園という施設です。 教育をしながら、働いている保護者の子どもに対して預かり保育という形で子どもを預かってくれます。先の学校などを対象にした一斉休業のとき、仕事をしていない子どもは幼稚園へ行くことなく自宅待機となっていましたが、園としては開園しており仕事を持っている親向けには子どもを預かっていました。だが、今回の緊急事態宣言を受けての対応は次のようになりました。

両親の職種がともに以下の項目に該当すること。

- ・医療、消防、警察、治安維持、流通、福祉関係、生活インフラなどの行政職やこれに準 ずる家庭
- ・ひとり親家庭
- ・自宅で介護が必要な家庭
- ・疾病などの療養が必要な家庭
- ・その他、園長が保育の必要性を認めた家庭



(緊急事態宣言を受けての園からのお手紙)

保育所によって、開所や休業など対応の違いはある。もちろん、感染症防止のためには閉所をして人と人との接触を断ち切ることが最善である。だが、この状況の中で対象を限定しながらも開所を決定した理由には、このような緊急事態の中でも社会を支えるために働いている人たちがいる。その人たちに代わって子どもを見てあげることでその人たちを職場へと送り出す。これが保育所の役割であるという考え方である。そのためには、保育対象とする人数をなるべく減らして感染防止策を施し預かりの業務を遂行する。

4月7日に発令された緊急事態宣言は翌8日0時より効力が発生しました。保育所やそ

こへ子どもを預ける保護者たちは、それぞれの職場でこの時間もとても懸命に職務に励まれていることと思います。医療従事者をはじめとする方たちには感謝の気持ちでいっぱいです。最低 1 ヶ月以上は続くとみられる緊急事態の中で、各々の環境で個人としてできることを見つけてやっていくことでこの大変な時期を乗り越えていきたいと考えます。そして、また子どもたちが元気な姿で幼稚園や保育所へ行ける日を!Stay Home 家にいても出来ることはたくさんあるはず。

日文/照片 原田捷子

编辑修改 JST 客观日本编辑部